

## 公益法人関連事業評価書（第三者分配型補助金等）

平成 18 年 3 月

評価対象（事業名）	高齢者就業機会確保事業費等補助金（ワークプラザ事業）	
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課
	関係部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	I	高齢者の雇用就業を促進すること

## (2) 事業の概要

事業内容					
<p>シルバー人材センター会員の働く拠点として、作業、研修、会議等の用に供する施設であるシルバーワークプラザを市区町村が設置し、シルバー人材センター連合の活動拠点に貸与することを奨励するため、ワークプラザ奨励金を市区町村に対して支給する。（平成 17 年度末現在の設置箇所数：266 箇所）</p> <p>なお、ワークプラザ奨励金の支給に係る事務は、シルバー人材センター連合等を会員とし、シルバー人材センター連合等の事業展開、運営等に関するノウハウを蓄積し、日常的に、都道府県・市区町村及びシルバー人材センター連合等と連携をとっている全国シルバー人材センター事業協会を通じて行っている。</p>					
関連公益法人名					
(社) 全国シルバー人材センター事業協会					
財政状況					(単位：百万円)
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
国から交付された補助金等	208 (決算額)	98 (決算額)	197 (決算額)	300 (予算額)	300 (予算案)
再委託率 (%)	100 %	100 %	100 %		

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
(必要性)
高齢化の進展、団塊の世代の大量退職を目前に控える中で、今後、健康で働く意欲

や能力を持った高齢者がますます増加する状況の中、シルバー人材センター連合の活動拠点の会員の働く拠点として、作業、研修、会議等の用に供する施設であるシルバーワークプラザを設置する市区町村を支援し、シルバー人材センター事業の基盤整備を促進することにより、引き続き、事業の推進を図る必要がある。

(効率性、有効性等)

全国シルバー人材センター事業協会は、高年齢者雇用安定法に基づく指定を受け、シルバー人材センター連合等を会員とし、日常的に、都道府県・市区町村及びシルバー人材センター連合等と連携をとっている。よって、シルバー人材センター連合等の事業展開、運営等に関するノウハウを蓄積していることから、全国シルバー人材センター事業協会においてワークプラザ奨励金の支給に係る事務を行うことにより、ワークプラザ事業を効果的・効率的に推進しているところである。

ワークプラザの利用状況をみると、各施設の年間利用日数は平均 245 日（平成 16 年度）の利用があり、シルバー人材センター連合の活動拠点の会員の働く拠点として効果的に活用が図られているところである。

さらに、ワークプラザ事業を創設した平成 3 年度以来、シルバー人材センター連合の活動拠点の会員数、就業延べ人員は一貫して増加しており、ワークプラザ事業がシルバー人材センター事業の基盤整備に有効に機能しているところである。

<参考>

- ・会員数：約 23 万人（平成 2 年度）→約 77 万人（平成 16 年度）
- ・就業延べ人員：約 1,925 万人（平成 2 年度）→約 6,740 万人（平成 16 年度）

評価結果（政策的必要性を始めとした合理的理由）

ワークプラザ事業については、「第三者分配型補助金」に該当することから、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において「ワークプラザの整備目標を設定した上で、目標を達成した時点で廃止する。」とされたため、ワークプラザの設置基準の公開、利用実態の把握、民業圧迫を招かないための措置を講じた上で、平成 16 年度以降の整備目標を 150 箇所（うち平成 16 年度から 17 年度にかけて 21 箇所を整備済み）とし、目標を達成した時点で廃止することとしたところであり、平成 18 年度においても、地域ニーズを踏まえた事業の実施を図っていくこととしている。

### 3. 特記事項

—